

J R 東海労働組合関西地「申」第 25 号
2 0 1 8 年 1 月 3 1 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「のぞみ 108 号 (X 57 編成)」の新大阪駅車両交換に関する申し入れ

1 月 14 日、午前 7 時 28 分頃、広島発東京行き「のぞみ 108 号 (X 57 編成)」が、急遽新大阪駅で車両交換を行った。鳥飼車両基地で検査したところ、5 号車のパンタグラフ舟体一式と 12 号車のスリ板を交換していることが分かった。

この間、会社はパンタグラフ損傷防止の対策として、天候等により加速制限を実施する「着氷霜対策」を行って来ているところであるが、今回の新大阪駅での車両交換は、西日本区間での「着氷霜対策」が生かされてなかったのが原因と考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 1 月 14 日、のぞみ 108 号 (X 57 編成) の新大阪駅車両交換の詳細、原因を明らかにすること。
2. のぞみ 108 号 (X 57 編成) のパンタグラフ舟体の異常を発見した事象に対し、5 W 1 H で詳細に報告すること。
3. X 57 編成の検査履歴を明らかにすること。
4. 1 月 14 日、のぞみ 108 号 (X 57 編成) に対して、加速制限を実施する「着氷霜対策」を実施したのか明らかにすること。
5. 加速制限を実施する「着氷霜対策」を実施に対して、指令員の判断理由を明らかにすること。
6. X 57 編成は、当日、鳥飼車両基地にて検査・修繕を行った。検査の結果と修繕した箇所を明らかにすること。
7. 車両故障の詳細、原因は早急に社員へ明らかにすること。

以上